

また、自動車分解整備事業者に対し、業務の正
正化を図るため、指導監督を強化する。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における指導取締りの強化

一般道路においては、歩行者、自転車利用者の事
事故防止及び幹線道路における重大事故の防止に重点
を置いて指導取締りを強力に推進する。このため、
交通の指導取締り体制を充実し、歩行者保護義務違
反等の取締り、幹線道路における交通秩序維持のため
の街頭監視、違反車両の取締りなどの活動を強化
する。

イ 高速道路における指導取締りの強化

高速道路においては、重大な違反行為はもちろん
のこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結
するおそれがあることにかんがみ、高速道路におけ
る交通の指導取締り体制の整備を図り、効果的な機
動警らを実施するとともに、速度違反、整備不良車

両運転、過積載等の悪質な違反の取締りを強化する。

ウ 科学的な指導取締りの推進

交通事故及び交通情勢の分析の結果に基づいて、これらに的確に対応する効果的な交通指導取締りの方法を研究開発し、速度測定装置等の取締り用装備資器材の近代化に努めるなど科学的かつ効率的な交通指導取締りの推進を図る。

(2) 交通犯罪捜査及び交通事故処理体制の強化

ひき逃げ事犯その他各種の交通犯罪の捜査及び交通事故の処理を安全、適正かつ迅速に行うため、次により要員、装備等の充実強化を図る。

ア 専門捜査体制を強化し、捜査要員の捜査能力の向上方策を推進するとともに、交通犯罪の捜査に必要な基礎資料を収集整備する。

イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制を強化するため、事故処理車、捜査用車等現場出動時の活動に必要な車両及び鑑識装備資器材を整備する。